

11月10日(日)

事業開始！！

割引額：加速抑制装置3万円
ドラレコ3千円

ペダル踏み間違い時加速抑制装置 ドライブレコーダー

を購入・取付した際に割引を行います。

～安全運転装置等普及促進補助事業～

ペダル踏み間違い時加速抑制装置設置補助

割引の対象
となる方

- ・県内に居住し、年齢が今年度末で満75歳以上になる方
- ・既販車に加速抑制装置を取付ける方
- ・自動車の停車時及び徐行時において、「アクセルペダルが強く踏み込まれた際にアクセル開度を電氣的に制御する装置」または「前方又は後方の障害物を車体に装備されたセンサーが検知し、アクセルペダルが強く踏み込まれた際に加速を抑制する装置」を購入・取付した方
- ・自動車検査証に記載された「所有者の氏名又は名称」または「使用者の氏名又は名称」に記載されている氏名と運転免許証に記載された氏名が同一である方（氏名が同一でない場合は、「所有者の住所」または「使用者の住所」と免許証に記載された住所が同一である方）
- ・自動車検査証の「自家用・業務用の別」が自家用であること

割引額

3万円(上限)

ドライブレコーダー設置補助

割引の対象
となる方

- ・県内に居住する方
- ・以下の条件を満たすドライブレコーダーを購入・取付した方（※必ず店舗で取付までしてください）
 - * 自動車に単体又は複数のカメラで車体の前後を同時撮影が可能なもの（自動車の前と後に2カメラのものまたは360度撮影可能なもの）
 - * 有効画素数200万画素以上のもの
 - * 常時録画を行った場合に2時間以上記録可能なもの
- ・自動車検査証に記載された「所有者の氏名又は名称」または「使用者の氏名又は名称」に記載されている氏名と運転免許証に記載された氏名が同一である方（氏名が同一でない場合は、「所有者の住所」または「使用者の住所」と免許証に記載された住所が同一である方）
- ・自動車検査証の「自家用・業務用の別」が自家用であること

割引額

3千円(上限)

※ 加速抑制装置、ドラレコはそれぞれお一人様1台限りとなります。
※ 割引は、県が指定した店舗での購入・取付が対象です。

【問い合わせ先】鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

電話 0857-26-7159

ファクシミリ 0857-26-8171

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/koureisyaanzenunten/>



■ 購入・取付の流れ

ポイント

○県が指定した事業者(店舗)でなければ割引は受けられません。
○店舗の一覧は県くらしの安心推進課のHPに掲載しています。
(URL⇒<https://www.pref.tottori.lg.jp/koureisyaanzenunten/>)

①県が指定した事業者(店舗)で、ペダル踏み間違い時加速抑制装置・ドライブレコーダーの取付について相談を行います。

※車種・年式等によってペダル踏み間違い時加速抑制装置が取り付けられない場合があります。
※ペダル踏み間違い時加速抑制装置・ドライブレコーダーの性能、在庫状況等は店舗にお尋ねください。

②ご本人が免許証・自動車検査証をご提示し、「鳥取県安全運転装置等普及促進事業申込書兼誓約書」を記入してください。

※「鳥取県安全運転装置等普及促進事業申込書兼誓約書」は店舗にあります。
※店舗で免許証・自動車検査証の写しをとらせていただきます。

③店舗で本人確認の後、装置等の販売・設置し、使用方法を御説明します。
※特にペダル踏み間違い時加速抑制装置の特徴、使用方法等は、よく確認しておいてください。

④本人負担分の金額をその場でお支払いください。

【注意】 以下のことについてご誓約いただき、守られないときは補助金を返納しなければならない場合がありますのでご注意ください。

- ・加速抑制装置及びドライブレコーダーの区分ごとに本事業の申込は1回限りであること
- ・自動車税の滞納がないこと
- ・転売を目的とした設置ではないこと
- ・装置を設置する自動車は個人の用途に供すること
- ・暴力団員ではないこと など